



北広島市告示第 98号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成26年 6月 2日

北広島市長 上野正三



- 1 都市計画の種類  
札幌圏都市計画汚物処理場
  
- 2 都市計画を定める土地の区域  
(1) 名称 道央地区し尿処理場  
(2) 場所 北広島市北の里  
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
  
- 3 縦覧場所  
北広島市企画財政部都市計画課

## 札幌圏都市計画汚物処理場の変更（北広島市決定）

都市計画汚物処理場中、道央地区し尿処理場を廃止する。

理由

道央地区し尿処理場の用途廃止に伴い、都市計画を変更する。

## 新旧対照表

上段：変更前

下段：変更後

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	汚物処理場名			
5	道央地区し尿処理場	北広島市北の里	約 1.2ha	廃 止



札幌圏都市計画  
汚物処理場(北広島市決定)  
施設計画図 縮尺 1/1,000

道央地区し尿処理場  
A=約1.2ha(11,878.75㎡)

道央地区  
環境衛生組合

処理棟

機械室  
消化槽  
ガスタンク

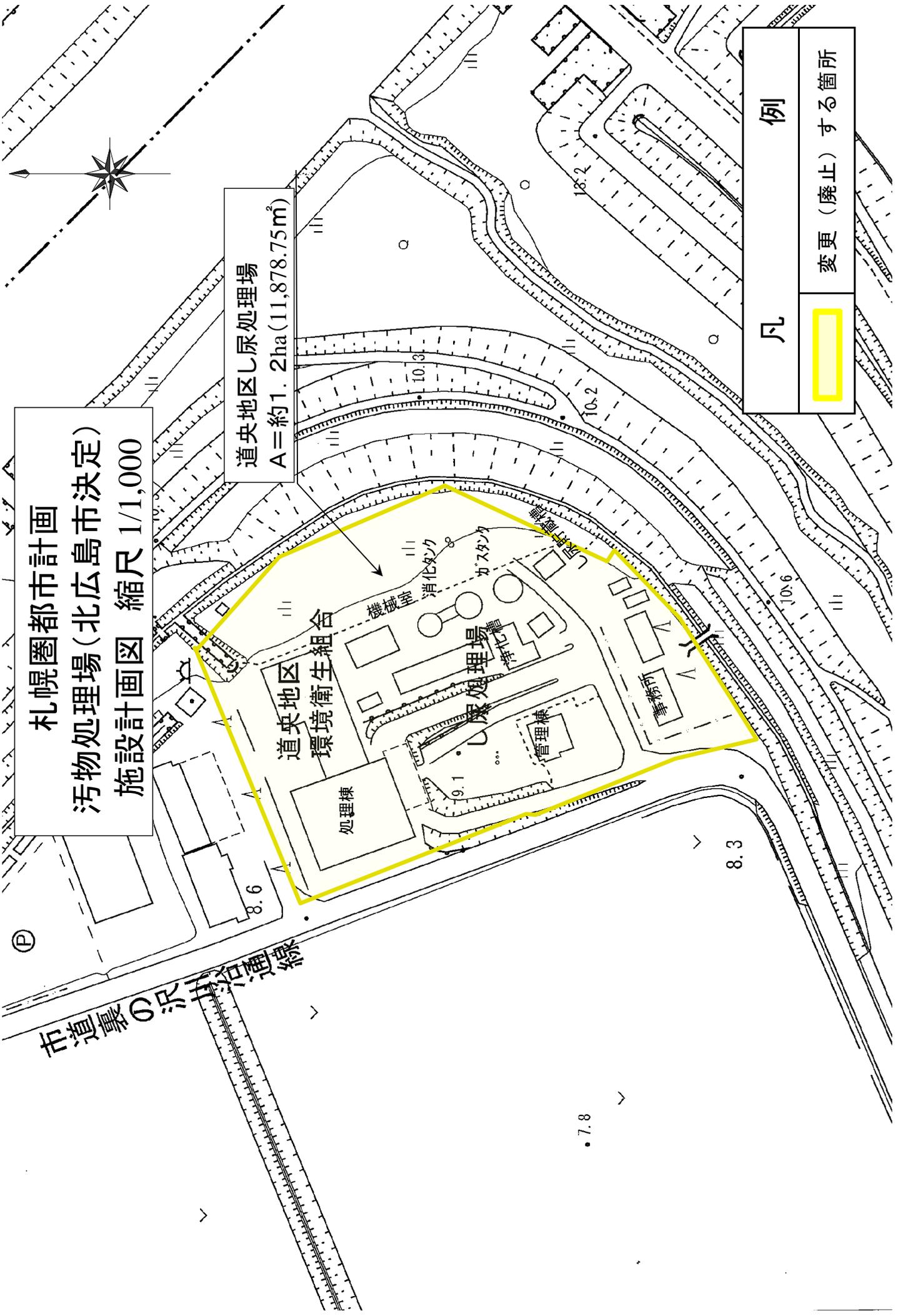
し尿処理場

管理棟

例

凡

変更(廃止)する箇所



Ⓔ

市道臺〇沢市治通線

• 7.8

8.3

8.6

10.3

10.2

18.2